

みんなのみどり

通刊 15号

2011. 10. 31

発行 みどり・山梨

事務所:山梨県甲府市古府中町984-2

(川村方)

電話:055-252-0288

FAX:0553-33-7620

URL:<http://www.midoriyamanashi.com>

E-mail:kankyo@midoriyamanashi.com

前号に続いて今号も活動レポートを特集。8、9月もリニアと原発にからむアクションが多い月でした。参加された皆さま、お疲れ様でした。

活動レポート

○明治公園～さようなら原発1000万人にアクション

9月19日、東京の明治公園は人とプラカードで溢れかえっていた。市民・労働団体をはじめ、多くの個人参加を集め、主催者発表6万人、みどり・山梨からも会員を主体に16名が参加。これまでの日本の反原発運動の歴史の中で、これほどの人が集まった集会・デモは記憶に無い。

集会では、呼びかけ人である鎌田慧さん、大江健三郎さん、内橋克人さん、落合恵子さん、澤地久枝さん、そしてドイツからフーベルト・ヴァイガーさん、俳優の山本太郎さん、福島から武藤類子さんらのアピールが続き、熱気の中、集会後に3コースに分かれたデモが行われた。

反原発・脱原発がもはや議論の余地の無い選択であること、そのためには何よりも私たちが自らの意思を表明すること、そして福島との連帯の大切さが参集した多くの人の心を捉えていたのだと思う。

これほどの規模でしかも集会のもつ意義の重大さにもかかわらずマスコミの報道は少ない。しかしインターネット上では、さまざまな団体や個人がHPやブログで動画を含めた集会やデモの様子を詳細に報告している。これらの方法は私たちの活動の重要なツールとなっている。

私たちは政治を動かすことができるのだろうか。今後、さようなら原発の1000万人署名の取り組みを継続し、年明けの3月に集約集会が開催されるようだ。(赤荻記)





前頁左：ステージで呼びかける大江健三郎さんら

前頁右：人、旗、プラカードで溢れかえる明治公園

左：デモへ向かうとき

○脱原発甲府デモ

9月11日（日）午前11時、みどり・山梨の呼びかけで脱原発甲府デモを甲府で行いました。参加者は約80名。6月11日と同様に甲府駅南口の信玄公像前の広場に集合、平和通りを下り、裁判所前の角を東進、銀座通りを経て柳町岡島前を通ったあと、東京電力山梨支店前でシュプレヒコールをくり返しました。車から手を振ってくれる人もいて、市民の共感が得られたデモだったと思います。

「原発反対」「すべての原発を廃炉に」「東京電力は被災者に賠償せよ」などと訴えましたが、当日東電は休日のため人影はありませんでした。

また機会を捉えてやりたいと思います。皆さんもぜひともご協力ください。（川村記）

○自然と環境を守る全国交流会～海、山、いのち それともお金？

9月10日、慶応大学の三田キャンパスで「自然と環境を守る全国交流会」が開催され、自然破壊に向きあう全国各地の市民団体が参集した。みどり・山梨からも基調講演をされた川村代表をはじめ4名が参加。交流会は午前と午後に分かれ、午前の部で講演、午後の部では5名のパネラーを軸に白熱したディスカッションが行われた。

講演ではまず、川村晃生さん（全国自然保護連合代表、慶應大学文学部教授）から「いま私たちに求められていること」と題した基調講演があり、近代の中で失ってしまった自然とのつながりや精神的なものの大切さを夏目漱石や宮沢賢治を引用しながら話された。

次にジャーナリストの横田一さんは「自然を破壊する公共事業の裏側」を、沖縄の泡瀬干潟や辺野古、群馬の八ッ場ダムを引き合い、政治家と企業との関係に焦点を当てて話された。まさに、「裏に真相あり」の話であった。

最後に原子力資料情報室の伴秀幸さんは「脱原発とエネルギー政策の転換」と題して、放射能汚染はその深刻な状況を隠さずはっきり言うべきと述べ、再生可能エネルギーの見通しやエネルギー政策の制度改革について言及された。

午後の部では泡瀬干潟大好きクラブの水野隆夫さん、原子力資料情報室の澤井正子さん、高尾山の自然をまもる市民の会の橋本良仁さん、八ッ場あしたの会の渡辺洋子さん、リニア・市民ネットの懸樋哲夫さんの5人のパネラーによる現場からの報告があり、その後3.11の捉え方、現場から見たマスコミ、学者のあり方などへと視野を広げ、質疑応答に移った。やり取りが続く中、NHK、御用学者批判なども、会場は大いに白熱。

最後に交流会の締めくくりとして参加団体による9つの決議文が発案され、満場の拍手の中で了承された。決議文と決議文を発案した団体は以下の通り。（赤荻記）

○エネルギー政策の転換と原発の廃炉等を求める決議「日本消費者連盟」、○リニア中央新幹線計画の中止を求める決議「リニア・市民ネット」、○バイオ施設の法・社会的規制の強化を求める決議「バイオハザード予防市民センター」、○セシウム汚染汚泥の水源地への埋め立て即時中止を求める決議「小櫃川の水を守る会」、○東京湾三番瀬の人工改変に反対し、真の環境改善策とラムサール条約登録を求める決議「三番瀬を守る連絡会」、○アサリを絶滅に追いやる設楽ダム建設計画の即刻中止を求める決議「アジアの浅瀬と干潟を守る会」、○新内海ダム計画の中止を求める決議「寒霞溪の自然を守る連合会」、○「瀬戸内法」の抜本的改正を求める決議「環瀬戸内海会議」、○泡瀬干潟・浅海域の埋め立て工事の中止を求める決議「ラムサール・ネットワーク日本」

○明野産廃処分場問題で意見陳述

8月23日（火）に、明野産廃処分場の監査請求^(注)に関する意見陳述が甲府市の恩賜林記念館であり、「みどり・山梨」からも4名（うち1名は代述）が意見の陳述を行った。

まず明野町の大嶋正道さんが、同処分場の経営面における県及び事業団の予測がかなり甘い、根拠のないものであることを30分ほどかけて説明した。続いて同町の山本守さんが同処分場の選定過程の不透明さや行政の無反省な態度を批判した。

そのあと「みどり・山梨」の武藤恵子さんが、財政の逼迫した中で県税による赤字の補填は許されないことを主張し、次に須山邦昭さんが、山本県政を「ほっとけない！」と批判して登場した横内知事が、なぜ明野処分場を継続し赤字を出したのか、行政の面子ゆえなのかと疑念を呈した。

続いて川村が住民の合意形成がないまま処分場の建設に踏み切ったことが、すべての不幸の発端で、経済性、安全性の上で取り返しのつかぬ事態に立ち入った県政を批判し、最後に窪田誠さん（川村が代述）が、川村と同様に地元住民の予測が現在の収益性、安全性のマイナス面においてあたっていたことを指摘した。そしていずれもこの処分場はできるだけ早く営業を中止するよう求めた。

そのあと、県側からの陳述があったが、法律に違反するものは何もないの一点張りで、何ら反省の態度は見受けられなかった。監査の結果は9月20日までに公表される。（川村記）

（注）明野産廃処分場の監査請求（7月23日提出）・・・山梨県民（113人）が請求人となって、山梨県知事に対し、明野処分場に係わる公金支出の是正措置を求めたもの。同処分場の財政的破綻を指摘、それを補てんするための県費支出の違法性を問う請求。請求では、事業そのものの必要性、公共性について疑問を投げかけ、事業団に対する公金の支出に関して廃棄物処理法第3条、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に言及し、事業団自身の責任の所在を正す一方、県知事の行政裁量権の逸脱を問うている。その上で、同処分場を運営する事業団に対して今後県が貸し付けを行わない、補助金を支給しないなどの措置を請求。同処分場は公共関与型の産廃処分場として2009年に開業したが、早くも約35億円の赤字が見込まれ、黒字化の見通しも立たず、今後さらに赤字額が膨れ上がることは明らかであり、継続を前提とした安易な県費支出が危ぶまれている。また、2010年1月には遮水シートの破損事故が起り、同年10月より廃棄物の搬入受け入れを停止しているが、破損事故による水質汚染が今後心配される。（赤荻記）

（追）：山梨県監査委員会は9月19日、本監査請求を棄却しました。現在、明野廃棄物最終処分場問題対策協議会で対応を進めています。

住民監査請求の結果とその問題点

明野廃棄物最終処分場問題対策協議会

9月19日、山梨県監査委員は、113人の請求人が7月23日に提出した監査請求に対して、「請求人の主張には理由がない」として棄却しました。これは産業廃棄物の処理に伴う赤字（少なくとも47億円！実際にはどんどん膨れ上がっています）を私たちの税金で賄うことに何ら問題はないとする異常な判断です。

同監査委員は元県職員2名、県会議員2名、会計監査人1名の計4名から構成されています。今回の結果は、これらの委員の判断があまりにも県よりであり、公平性・客観性に欠けるものであることを物語っています。税金の無駄遣いをチェックしないばかりか、今回の明野処分場のような莫大な損害を県民に負わせる予算執行を認めるというのであれば、監査委員としての役割を放棄していると言わざるを得ません。

Ⅰ. 私たちの請求の主旨

1. 知事の非合理的な判断

明野処分場の運営は、5・5年で1800万円の黒字になるという山梨県知事の判断に基づいて開始しましたが、開始わずか半年後の平成21年11月には、約35億円の赤字になると評価され、更に半年後の平成22年5月には46億円7100万円の赤字が見込まれるようになりました。私たちはこの判断を非合理とし、同知事が同様の非合理的な判断によって、今後の収支見通しも立てていることを指摘しました。

2. 必要性の破綻

公共関与の処分場は、今から20年近くも前の平成5年9月、産業廃棄物の受け入れ先を確保する必要性があるとして進められてきたものです。しかし、その後の社会状況・経済情勢が大きく変化し、産業廃棄物は大幅に減少しました。しかし、同知事はこの変化を正しく見ようとせず、既に必要性のなくなっていた明野処分場を、住民の反対を無視して強引に建設しました。その客観的な表れが赤字なのです。

3. 廃棄物処理法、地方自治法、地方財政法違反

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理責任を事業者にかけています（第3条）が、同知事は同処分場の運営によって生じる莫大な赤字を県費で賄おうとしています。廃棄物処理法からすれば、この赤字は事業者にかけておくべきであって、これを県費で賄うことは、この法に違反することを私たちは指摘しました。

また、地方自治法では、県の事務処理には最小の経費で最大の効果を挙げるよう義務付けられています（第2条14項）。さらに、地方財政法でも、県の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてはならないとしています（第4条1項）。もはや公共の関与する必要性がなくなった産業廃棄物処理事業を今後も続け、そのために生じる莫大な赤字を県費で賄うことは、これらの法に違反することを私たちは指摘しました。

4. 事業団の赤字運営を支える奇妙な仕組み

私たちは、山梨県と（財）山梨県環境整備事業団が金融機関を間に挟むことによって同事業団の赤字経営を支える仕組みについて指摘しました。事業団は、年度末の3月31日に金融機関から借り入れて県に返済しているため、年度末には見かけ上事業団は山梨県の借入を返済したことになっています。このような仕組みは県民および県議会を欺くものです。

II 監査結果

(1) 本件措置請求のうち、「公共性のない処分場」、「『廃棄物処理場第3条』違反」、「『地方自治法第2条4項』及び『地方財政法第4条1項』違反」に係わる請求については、理由がないもの判断する。

(2) 本件措置請求のうち、その余の請求については、地方自治法242条の規定に基づく住民監査請求の対象とはならないものと判断する。

III. 監査委員の判断の根拠とその問題点

そもそも判断の根拠となる事実認定が、県・事業団の主張を下敷きにしており、中立性に疑念があると言わざるを得ません。違法とは言えない根拠として唯一、「産業界、市町村の要請を背景に、必要性のある公共関与の処分場である」ことを挙げていますが、まったく説得力を持たないものです。他の主張に関しては、監査請求対象外としていますが、47億円に及ぶ赤字を「良し」とする納得できる合理的根拠は示されていません。

1. 公益性があるので(?)、違法ではない

同監査委員は、廃棄物処理法第3条違反に対して、公共関与の処分場について規定した同法11条3項と第3セクター方式の処分場に対する都道府県の関与を定めた同法15条の5を根拠に、同知事が明野処分場の運営から生じる莫大な赤字を県費で賄うことは違法ではないと判断しています。しかしそのことによるのみ、産業廃棄物処理から生じる赤字を県費で賄うことを正当化することはできません。

そして、地方自治法第2条14項および地方財政法第4条1項違反に関して、同監査委員は、都道府県知事の判断が非合理である場合、それが裁量権の逸脱および濫用になることを認めながら、①この事業はこれまで山梨県が進めてきたものであること、②この事業に関する県費の支出は山梨県議会の承認を得ていることの2点だけを理由に、同知事の判断に非合理はないとしています。

しかし、①に関して、これまでの県の進め方、知事の判断に問題があったからこそ、明野処分場が稼働した直後から膨大な赤字の問題が生じてきたのです。②に関して、議会の議決のあることが行政の違法性を免罪してくれないことは最高裁の判例でも認められていることです。同監査委員は、このことを認識していたにもかかわらず、それを無視しました。同委員会では、知事の判断内容そのものに関しては、それが非合理であるのかどうかの検討をまったく行っていません。

2. 監査請求の対象ではない

同知事の判断そのものの合理・非合理を判定するためには、私たちの提示した、I-1の知事の非合理的な判断、I-2の必要性の破綻、I-4の赤字運営を支える奇妙な仕組みの検討が不可欠です。ですが、I-1については、そのことを分析するための重要な資料である『概算収支計画』(H. 20.5)、『経営審査委員会報告書』(H. 21.11)、今回の『収支見通し』(H. 23.5)を、I-2については、私たちの主張そのものが「独自の見解を述べたものに過ぎない」として、I-4については「事業団の金融機関からの借入れは県の税務会計上の行為ではない」として、どれも監査請求から外しています。

ここには47億円もの赤字を最終的に県費で賄おうとする予算執行の問題について検討しようとする姿勢がまったく伺われません。監査委員が“優れた識見”をもって独自に調査・監査したとは思われず、「独立した執行機関」としての判断とはとうてい言えるものではありません。何のためにあるのか、監査委員のあり方が根底から問われています。(編集・赤荻)

特定非営利活動法人 生き生き支援～人・農再生について

代表 須山邦昭

2010年10月30～31日、県立文学館において、「山梨において自殺問題を考える集い～生きがい・希望の持てる社会を目指して私たちが今出来ること」と題し、日本弁護士連合会宇都宮健児会長の講演とシンポジウムが開催された。宗教者として日頃から自殺問題に関心の深かった私は両日参加し、サブタイトルの～生きがい・希望の持てる社会を目指して、私たちが今出来ること～に感動を覚えた。

熱しやすく冷めやすい、と言われた生来の意気がむらむらと燃えはじめ立ち上げたのが表題の特定非営利活動法人 生き生き支援～人・農再生である。

立ち上げた私は既に古希を過ぎ喜寿を迎えた老いぼれである。熱しやすく云々言っている場合でも年齢でもない。残された僅かな人生を悔いなく・・・

～生きがい・希望の持てる社会を目指して私たちが今出来ること～を実践、ヤルっきゃない。と、みどり・山梨の仲間（同志）武藤恵子さんに協力を求めた。

まず、実践の拠点づくりから始めなければならない。恰好の適所が私の周りにいくつかある。なかでも私が住む組内の某家を交渉相手にした。

「そういうことで使ってくれるなら素晴らしい・・・」と、明日からでも活動開始できそうな感触が得られ気を良くした。

ところが、先さまは売却を前提としていたから混乱した。当NPOに買収できる資金力など無い。公的支援や（助成）寄付を求めるにもまずは活動実績がないと得られない。

将来的に買収を視野に入れた形であくまで借入を条件に交渉したが話し合いは決裂した。

昨年の10月開催された「山梨において自殺問題を考える集い」の後開かれた山梨独自の自殺問題を考えるネットワークづくり最初の集いの折、私はNPO立ち上げを視野に、取りあえずの活動として秀森山清水寺を「駆け込み寺」として開放し、深刻な問題を抱える人たちのケアとフォローを提案した。

今年（2011）に入って、派遣切りで職と宿を失い路上生活していた男性から始まり、同じようなケースの男性が次から次4人が秀森山清水寺を訪れた。彼らはそれぞれ、山梨での自殺問題を考えるネットワーク作りに賛同し参加した。山梨ライフサポートやフードバンク山梨等々の支援を得て、それぞれ職に就いたり、生活保護を受けながら療養する人となり秀森山清水寺を出たが、今も一人が滞在している。

そのように「駆け込み寺」開設の一言でたちまち男女合わせて数人が相談に来訪し、前述のように一時的ながら住みついた。

一人ひとりタイプが異なり、その対応は想定外の体験であり難儀であった。

NPO 生き生き支援～人・農再生の活動は今や必要不可欠である。と認識を新たにしている。

恵まれた風土山梨の地で、それらの人が大自然の大地を相手に職・住が得られたら、人も農も再生し、生きがい・希望の持てる社会の実現が可能である。

◆12ページにNPO法人 生き生き支援 人・農再生の**設立趣意書**を掲載

グリーンレター ⑧

私をふり返って～生きること

昭和町 主婦

私が文章を書いてみようと思ったのは、子供には夏休みの読書感想文を書きなさいと強く言うけど私自身は全く文章など書くことがないからであり、子供に言うだけではダメだと思ったのであります。

私は、山梨に住んで10年ほどになります。10年も経てばすっかり山梨県人です。山梨に来て、家の窓から田んぼや畑、山の景色が見える生活が最初は不思議でたまらなかった。水路に白サギがいるのが「なんているの？」って感じでした。「私が住む所誤っている？」「写真撮っちゃおうかなあ」と思ったこともありました。山々の装い、ご近所の田畑の様子から季節を感じる事が出来ました。都会では味わえないものがまだ山梨にはあります。

しかし、この10年でこの辺も住宅、商業地域が増えて街並みも変化してきています。この勢いでこの先も進んだらと少し心配になります。

私と子どもはお田植え、稲刈りのお手伝いをさせて頂いています。子どもも今年で6年目、立派に戦力になってきたように思います。夢中になって田植えも稲刈りもします。カマで先に雑草を刈り、次に稲を刈る。雑草と稲を区別して刈ることも上手になりました。「稲を束ね牛とか馬に干すんだヨ」。すっかり娘は稲刈りガールです。私たちはほんの少しのお手伝いではありますが、作業をさせて頂けることで食べ物の大切さ、尊さを教えて頂いていると思います。私は自分の食糧を何一つ作っていないんだ。全て誰かが育ててくれた物を分けてもらっているんだ、分けてもらったものをただ料理しているだけなんです・・・。

そう思うと、身の周りの物に感謝すると共に人にも感謝をし、生きて行かなくてはいけないのです。子どもには一人で生きていける力を付けてもらいたい、と同時に一人では生きていけない事を忘れないでほしいです。

次に思う事は、これまで私には自分は安全という思いがどこかにあったように思います。しかし他の生き物達と同じで、私も地球上の一生物でしかないこと、いろいろな予期せぬ危険が潜んだ中で生きていることを改めて感じました。絶滅した生物がいるように、人類が絶滅しても何ら不思議ではないんだ。なにが起こるか、明日生きていられるかはもしかしたら五分五分なのかもしれない。ですから、今命がある事を幸せに感じ、何があっても生きていく覚悟が必要なのかなあと思いました。と言うか、それしか出来ないような気がします。

人類社会での問題、自然界の問題を解決していく事は重要だし必要ですが、今を何とか生き残る事が生き物として大事な事なのかも知れません。

とことん市民・野沢今朝幸の笛吹市議会レポート

主な議会活動 平成 23 年 9 月定例議会 ((9/5 ~ 9/26))

◎ 代表質問

21世紀と時代が進展してきているなかで、新たな行政課題が、今後の市民生活のあり方を左右するような喫緊なものとして浮上してきている。その中でも、地域主権社会の確立、財政の健全化、少子高齢化への対応はその背景に社会構造の変化を伴っているだけに、抜本的な対応が、今後強く求められる。

今回の9月定例議会では、「市民派クラブ」を代表して、この三つの行政課題についてそれぞれ具体的な提案を示し、それに対する執行当局の考え方を問うた。質問要旨は以下のとおりである。

【地域主権社会の確立】

①自治基本条例を制定すべきである

地域主権社会を確立していくには、住民自治を中心に据え、市民と行政と議会の新たな関係のルールづくりが必要である。それを明示化するのが自治基本条例であり、その制定が望まれるかどうか。

②本・支所機能を見直すべきである

住民自治という観点からすれば、現在の笛吹市は本庁に機能が集中しすぎている。地域社会の基軸である住民自治をこれから進めていくうえで、この本庁への機能集中がその阻止要因となっている。地域主権確立に向けた不可欠な取り組みからして、本・支所機能（財源・権限・人事）の見直しが必要ではないか。

【財政の健全化】

③「公共施設白書」を作成すべきである

財政の健全化にとって、しっかりした長期の歳出計画は不可欠である。とりわけ、公共施設にかかわる歳出計画は、その予算規模からして重要である。それには文化・スポーツ施設はもとより、道路・下水道などのライフラインに至るまで、それぞれ一件一件の現状と今後についてのデータが必要となる。「公共施設白書」によってそれを成し遂げるべきではないか。

④「総合計画」の策定期と計画期間を見直すべきである

財政の健全化を図っていくには何よりも行政は計画的でなければならず、それを中心で担っているのが「総合計画」である。しかし、策定期と計画期間が、市長の選挙時期とその任期とは無関係に決められているため、往々にして市長の公約（マニフェスト）と齟齬をきたすことになる。市長の選挙時期と任期に合せて、「総合計画」の策定期と計画期間を見直すべきではないか。

【少子高齢化への対応】

⑤団塊世代へのトータルな対応が必要である

圧倒的に層の厚い団塊世代が勤めを辞めて「会社人」から地域社会での生活を中心とする「地域人」へと変わってきている。地域社会の中で団塊世代が生き生き暮らせるかどうか、それが少子高齢化の課題の中でも新たな重要な行政課題となってきた。行政としてトータル（部局横断的）な対応が必要であるが、そのためのプロジェクトを立ち上げるべきではないか。

執行当局の答弁は一

①については、「今後の課題としたい」というものであり、今後の積極的な取り組みはほとんど期待できない。目下、笛吹市において最大の政治的争点となっている「多機能アリーナ建設問題」も、しっかりした「自治基本条例」が制定されていたならば、市長の独断専行を許さなかったはずである。

②については、「行財政改革の推進をめざし、組織の見直しを行う」というもので、全く質問には答えていない。行財政改革が効率一辺倒であったがために、今日のような「中央集権市」が出来てしまったことへの反省がヒトカケラもなく、ますます地域主権社会が遠のくような答弁である。

③については、「公共施設白書の作成を視野に入れ、取り組む」としており、前向きな答弁が得られた。「公共施設白書」をもっとも早い段階で作成していたなら、「多機能アリーナ建設」を含む「6大プロジェクト」など、そう簡単にぶち上げることはできなかったはずである。箱物行政から決別するためにも「公共施設白書」の早期の作成が待たれる。

④については、これらの具体的な提案に一言も言及することなく、「今後の状況を確認し対応する」というほとんど無意味な答弁であった。今後の首長選がますます「マニフェスト選挙」の色彩を強くしていくことは間違いのないことであるから、「総合計画」の策案時を選挙後に合わせ、そして、計画期間を首長任期と同じ4年間とすべきであろう。そうしても何の問題もないのにそうしようとしなないのは、行政特有の横並び主義による怠慢以外の何ものでもない。

⑤については、「今後も引き続き、部局横断的に対応していく」という答弁であったが、とても現状の取り組みの延長では解決のできるような生易しい問題ではない。いわば「団塊世代の大移動」ともいえる事態の進行にたいして、あまりにも甘い認識しか持っていないことが分かる。団塊世代の地域での在り様が自治体そのものの評価を決めていくような時代となりつつあるのだが・・・。

◎アリーナ住民投票に12,809名が署名

笛吹市議会に身を置くものとしては情けない話だが、住民の直接請求によって、「多機能アリーナ建設」の可否を問う住民投票条例を制定しようと、9月の一か月をかけて署名が集められた。「情けない話」と言ったのは、本来、市民を代表するのが市議会であるのに、市民からみて、全く市民を代表していないのが、「多機能アリーナ建設」に対する現下の笛吹市議会であり、到頭、業を煮やした市民が、直接請求のための署名運動に打って出た、というのが本当のところだからである。

地方自治法で定められた条例制定に必要な署名者数は有権者の50分の一であり、今回の場合、選挙管理委員会の発表によると1,153名である。その何と10倍以上の市民が署名に応じたわけである。条例制定の直接請求は、首長のリコールとは違い、たとえこれだけの署名が集まっても、結局のところ議会の議決によってしか条例の制定は果たされない。リコールのように、法廷署名数以上になれば自動的に住民投票というわけにはいかないのである。これは、代表制をあまりにも優先する法制的な欠陥であると思うのだが、この欠陥を改正しようと強い意欲を表していた前総務大臣の片山義博氏が首相交代とともにやめさせられたのはとても残念である。

それはさておき、将来の市民に大きな影響を与える巨大施設「多機能アリーナ建設」を住民の投票で決しようとする笛吹市民の考え方と行動は、笛吹市の民主主義を大きく前進させたのではなかろうか。代表民主主義が機能不全に陥ったとき、すぐに直接民主主義を発動させる、そういう市民の気構えと行動は、代表（議会制）民主主義に胡床をかくことを議員に許さず、議会をより健全なものにしていく。このことは単に笛吹市に限られるのではなく、少なくとも県下の市町村に少なからず影響を与えていくだろう。そう考えると、山梨県における地域主権社会の確立に対しても、今回の笛吹市民による直接請求運動は、かなりの寄与をしていくとみることができる。

その寄与を大きくするためにも、一か月ほど後に開かれる議会では、直接民主制と間接（代表制）民主制との望ましいあり方についてしっかり論陣を張っていくつもりである。

山梨県の環境放射線計測の結果

2011. 7. 24~8. 27

計測団体 みどり・山梨

計測器 ミスターガンマA2700 (シンチレーション)

環境放射線 (γ線) を計測 単位 μSv/h 1m&地表面 3~5分間計測の最小値と最大値

計測地 山梨県全域 計測地の特性 市街地 (公園など) 農地 (田・畑) 山地・川

計測地・月日・	最大値~最小値	計測地・月日	最大値~最小値
甲府市・甲府駅南口 (信玄公像) (8.20) (con 1 m) (植え込み表面) (100m 先の駐車場・con1m)	0.081~0.092 0.101~0.116 0.044~0.049	甲州市・於曾公園(8.13) (con1m) (土 1m) (流水路表面)	0.048~0.055 0.061~0.073 0.087~0.100
甲府市・荒川河川敷公園(8.20) (草・1 m、表面)	0.038~0.048	甲州市・勝沼中央公園(8.13) (植え込みに囲まれた駐車場 con 1 m) (土 1 m) (下水溝表面)	0.062~0.070 0.048~0.051 0.079~0.088
甲府市・緑ヶ丘スポーツ公園(8.20) (駐車場 con 1 m) (砂 1 m) (すべり台足元・砂表面)	0.047~0.061 0.059~0.071 0.079~0.086	甲州市・市役所庁舎入り口(8.13) (con 1 m)	0.090~0.096
甲府市・中小川原 農地(7.24) 田 A (表面) 田 B (表面) 引水路・水溜痕 (表面) 畑 (表面) 建物・庭 (土 1 m)	0.051~0.055 0.059~0.066 0.078~0.083 0.063~0.069 0.044~0.060	笛吹市・金川の森(8.13) (con 1 m) (土 1 m) (金川河原・地面)	0.038~0.043 0.046~0.048 0.044~0.051
甲府市・小曲 農地(8.25/雨) 田 A (1m) (畦道・表面) 田 B (1m) (畦道・表面) 畑 (表面) 建物・庭(土 1m) (土表面) 雨樋下排水管 (表面)	0.036~0.039 0.040~0.045 0.032~0.048 0.042~0.051 0.056~0.068 0.046~0.057 0.063~0.072 0.073~0.084	笛吹市・芦川(8.15) 上芦川・諏訪神社 (土 1 m) 中芦川・河原 (砂土表面) 建物・庭 (土 1 m) 下芦川・田畑 (土 1 m) (土表面)	0.042~0.044 0.042~0.053 0.026~0.032 0.036~0.041 0.020~0.023 0.024~0.029
甲州市・秀森山清水寺 (8.12) (con1m) (砂土 1m) (雨樋下・土表面) (室内)	0.054~0.059 0.073~0.079 0.104~0.110 0.057~0.064	山梨市・万力公園(8.25) (土 1 m) (土表面)	0.037~0.044 0.042~0.053
大月市・市街(8.18) (駐車場 con1m) (駐車場 con 表面) 桂川(8.18) (河原 1 m) (河原表面)	0.039~0.042 0.059~0.069 0.038~0.044 0.046~0.052	中央市・若宮中央公園付近(8.20) (砂利 1m) (土表面)	0.035~0.045 0.060~0.064
都留市・仲町大神社(8.6) (土 1 m、表面) 谷村町城南公園 (8.6) (土 1 m) (土表面)	0.036~0.040 0.048~0.058 0.058~0.064	甲斐市・赤坂台総合公園(8.12) (芝 1 m) (芝表面)	0.046~0.054 0.064~0.067
上野原市・市役所(8.17) (駐車場 con1m) (駐車場植込み表面)	0.051~0.054 0.052~0.060	南アルプス市・御勅使南公園 (8.12) (植え込みに囲まれた con 1 m)	0.079~0.087
国道 20 号線・笹子トンネル付近(8.6) 道の駅大和 大月側出口	(con1m、表面) 0.056~0.063 (con1m) 0.050~0.074 (草表面) 0.076~0.084	雲取山・後山川林道中間点 (8.17) (森林 1 m) (土表面) (枯枝表面) (泥土表面)	0.096~0.108 0.107~0.129 0.131~0.134 0.137~0.151
国道 139 号線(8.18) 大月~松姫峠A 大月~松姫峠B 大月~松姫峠C	(森林 1m) 0.061~0.066 (砂土表面) 0.078~0.081 (森林 1 m) 0.077~0.091 (土表面) 0.097~0.114 (森林 1m) 0.088~0.099 (ガード下表面) 0.111~0.134	甲州市・裂石 (森林 1 m) (駐車場 con1m) 柳沢峠 (森林・駐車場 con1m) (道路脇・側溝表面) (登山道・土表面)	0.044~0.052 0.039~0.048 0.064~0.072 0.116~0.121 0.080~0.094
		国道 1 4 0 号線(雁坂道・8.25) 西沢溪谷入口 (駐車場・砂 1m、表面)	0.041~0.062
		県道韮崎~昇仙峡線(8.21) 茅が岳登山口 金桜神社 荒川ダム 荒川ダム上流 上黒平	(土 1m) 0.044~0.052 (土 1 m) 0.042~0.048 (植え込み表面) 0.056~0.068 (con1m) 0.031~0.038 (林道わき con1m) 0.071~0.082 (土 1m) 0.048~0.058 (建物・側溝表面) 0.086~0.094

松姫峠 (森林 1 m) (土表面)	0.101~0.109 0.134~0.152	道志村・国道 4 1 3 号線(8.19 雨) 道志村～山伏峠 A (con 1 m) (土表面)	0.026~0.039 0.045~0.051
県道 1 8 号上野原丹波山線(8.17) 上野原～西原 A (森林 1 m) (土表面)	0.062~0.078 0.084~0.101	道志村～山伏峠 B (土 1 m、表面)	0.044~0.062
上野原～西原 B (森林 1 m) (土表面)	0.086~0.098 0.105~0.123	道志村～山伏峠 C (土 1 m、表面)	0.031~0.036
西原地区・鶴川河原 (河原 1 m) (草土表面)	0.089~0.098 0.107~0.119	道志川(道の駅付近) (河原・砂土 1 m、表面)	0.024~0.036
小菅村(8.17) 村内 A (畑 1 m) (畑表面)	0.076~0.085 0.094~0.111	山伏峠・山中湖側出口 (森林・土 1 m)	0.062~0.070
村内 B (土 1 m) (土表面)	0.081~0.083 0.081~0.085	山中湖村・平野(8.19 雨) 湖畔 A (con1m) (土表面)	0.038~0.049 0.062~0.071
丹波山村(8.18) 村内 A (土 1 m) (土表面)	0.096~0.101 0.107~0.119	湖畔 B (湖畔・ゴミ焼却跡表面)	0.082~0.091
村内 B (con 1 m)	0.064~0.071	富士河口湖畔(8.27) 大石公園 (砂土 1 m) (砂土表面)	0.031~0.039 0.052~0.058
身延町 中富和紙の里・駐車場(8.26) (con1m)	0.052~0.066	鳴沢付近 (森林・1 m)	0.028~0.035
身延～本栖みち(8.27) 下部・リバーサイドパーク (con1m) (土表面)	0.044~0.052 0.065~0.072	河口湖湖畔 (砂土 1 m)	0.027~0.032
下部・農村文化公園 (駐車場 con1m)	0.062~0.065	葦崎市・農地(穂坂・岩根 8.26) 田(岩根) (1m) 畦道(表面)	0.027~0.040 0.036~0.038
中の倉トンネル出口・本栖湖高台 (駐車場 con1m)	0.055~0.063	引水路入口	0.047~0.058
本栖湖湖畔 (砂 1 m)	0.023~0.034	畑(穂坂) (1 m) (表面)	0.042~0.048 0.046~0.055
早川町(南アルプス公園線・8.26) スポーツ広場付近 (con1m)	0.048~0.053	建物・庭 (土 1 m) (土表面)	0.035~0.050 0.049~0.058
野鳥公園・駐車場 (土 1 m) (土表面)	0.060~0.067 0.066~0.075	雨樋下(土表面)	0.060~0.085
奈良田・早川河原 (砂 1 m) (砂表面)	0.064~0.081 0.100~0.113	集落内・側溝 (表面)	0.067~0.078
北杜市・長坂市街(8.14) (駐車場 con1m) (土表面)	0.038~0.044 0.066~0.073	北杜市・オオムラサキ自然公園(8.14) (植え込みに囲まれた駐車場 con 1 m) (園内土 1 m、表面)	0.056~0.082 0.047~0.065
北杜市・大滝湧水公園(8.14) (植え込みに囲まれた駐車場 con1m) (土 1 m、表面)	0.051~0.074 0.052~0.061	北杜市・市街(8.20) (駐車場 con1m)	0.030~0.038
北杜市・午頭島公園(釜無川穴山橋 8.14) (土 1 m) (土表面)	0.068~0.076 0.076~0.089		

◆山梨県の過去の平常値は甲府(地上 1 7. 3 m)で 0. 0 4 0 ~ 0. 0 6 4 (山梨県庁、文科省の HP より)

◆表中の con はコンクリート、アスファルト上の計測

◆山間部の計測はおおむね道路に沿って川の下流から上流に向かって進め、表中で順に A、B、C と記す

<コメント>

不慣れな計測で、数値がなかなか安定しない地点もあったが、甲府盆地の地上 1 m の空間線量は概ね 3. 1 1 以前の平常値にあるようで、一安心。とはいえ、計測の結果、放射性物質の降下についていくつかのことが指摘できる。ひとつはすでに東日本の各地で観測されていることだが、放射性物質が集まるところ、たとえば雨樋の下や公園の植え込み、側溝などでは平常値の 2 倍あるいはそれ以上の数値が計測され、このような局所的な場所は県全域で見られたことである。ただしそれは、先日の神奈川県川崎市多摩区の公園で計測された 1. 7 μ Sv/h (1 万 6 千 5 0 0 Bq/kg) のような高線量スポットではない。二つ目は、甲府盆地や郡内の平地に比して山間部、とくに奥多摩方面の放射線量が大きく計測されたことである。今回の計測では県内の最高値は奥多摩・大菩薩の山中であったが、放射能の雲は甲府盆地に入る前に山間部で遮られたのかもしれない。高い山が放射能の壁になる、は以前から言われていた。とは言うものの、奥山の森林に降り積もった放射能はコンクリートやアスファルトに囲まれた市街地とは違い、容易には消えず、長期にわたって残り、汚染の源となる。奥山の森林や水源地帯の汚染はなかなか見えにくい、今後注視していくべきである。

今回の計測の動機の一つは農耕地の汚染は？であった。みどり・山梨の4名の会員の農地を計測したが、0.1 μ Sv以上の値も？と危惧していたほどの高い数値は計測されなかった。だが、汚染されていないと言えるわけではない。今後は、地表、地中に蓄積した放射性物質の総量が問題となる。

(みどり・山梨 赤荻雅己 8.27)

特定非営利活動法人 活き生き支援 人・農再生
設立趣意書

「無縁社会」「孤族」などという新語が生まれました。10年以上連続して年間三万人を超える自殺者が出ています。

失業、多重債務、病気、家庭不和（崩壊）、虐め、孤独等々自殺には様々な要因があります。中でもその多くは貧困だといわれています。

備えておきたい高価で有用なものとして、テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫をさして「3種の神器」などと比喻されながらそれが全戸に行き渡り、こぞって高級車を買って求めあつという間に日本国中を一億総中流社会などともてはやされた時代から、必然的に疲弊しきつた今の時代が訪れました。経済至上主義が社会を競争に追いやり競争に負けた企業が倒産に追い込まれ、連鎖して人が行き（活き生き）詰まり、弱い立場の労働者、中高年者が失業し路頭に迷い孤独においやられ多重債務を抱える。中高年者ばかりか、就活・婚活に四苦八苦ししている若者さえ目に余る時代になってしまいました。

TPP、すべての関税をゼロにして貿易自由化で経済再建などと言われていきます。

大企業が自由に農地を買って求め大規模営農を可能にする農地法の改正も言われています。

いまこそ農地を大事にし、農業を自然な形に営農できる農村社会を構築しなければならないと考えます。基盤整備して法人化（農業）することも重要でしょう。かといって企業に売り渡してしまうことには懸念があります。

そこでいま、働く意欲があつて路頭に迷っている人、孤族・孤独で重苦しい生活を余儀なくされている人、その人たちが大自然を相手に働く場所が得られたら自ら命を絶とうなどという発想はなくなるのではないのでしょうか。

高齢化して農地が守れない。後継者がいない。それ故に荒れ放題に任せるほか手だてがなかった農家も、先祖伝来の農地を手放さなくて活かされるなら・・・一石二鳥の喜びではないだろうかと思えます。

以上が「活き生き支援 人・農再生」NPO 設立の趣旨であります。

2011年8月

NPO「人・農」理事長 須山邦昭（秀森山清水寺住職）

編集後記

今回も編集が遅れたことをお詫び申し上げます。やっと朝晩の冷え込みを感じるようになりました。今年は山々の紅葉は今一つのようなのですが、まちはこれからが本番でしょうか。会員・サポーター・関係者の皆さま、季節の変わり目のなか、どうかご自愛くださいませ。（M・A）